

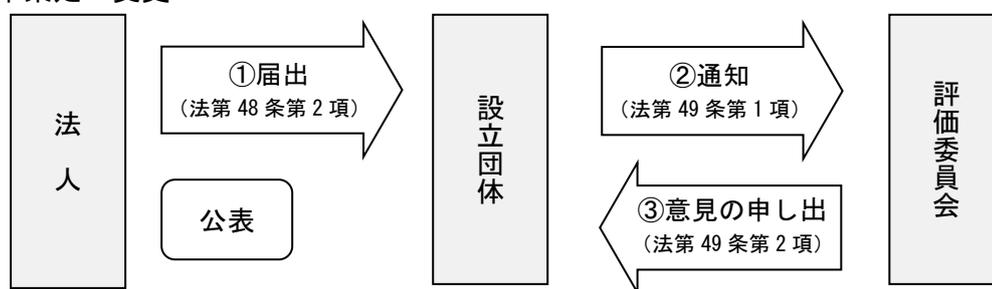
## 役員報酬規程改正に係る手続きについて

## 1 法定の手続き

- ①法人が役員報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければならない。(法第 48 条第 2 項)
- ②市長は、法人より届出があったときは、報酬等の支給基準を評価委員会に通知する。(法第 49 条第 1 項)
- ③評価委員会は、市長より通知を受けたときは、報酬等の支給基準が適正なものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる。(法第 49 条第 2 項)

## 【フロー図】

## 基準策定・変更



## 2 支給基準について

役員報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。(法第 48 条第 3 項)

## 【地方独立行政法人法】

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第 3 項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第 48 条第 3 項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

加地医第 4548 号  
令和 4 年 1 月 28 日

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会  
委員長 森 脇 正 様

加古川市長 岡 田 康 裕  
( 公 印 省 略 )

地方独立行政法人加古川市民病院機構役員報酬規程の改正について(通知)

地方独立行政法人加古川市民病院機構より役員報酬規程の改正について、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項に基づき、別添のとおり届け出がありましたので、同条の規定により、貴委員会に通知します。

# 地方独立行政法人加古川市民病院機構役員報酬規程の一部改正について

## 1 概要

現行の規程は、役員に対する功労金の支給が規定されているが、制度として形骸化していることから、この度退職手当として任期ごとに支給する改正を行う。

なお、退職手当の金額は、市が法人に対して行う年度実績評価や経常収支比率、役員としての貢献度を総合的に勘案し、任命権者が20パーセントの範囲内で決定する割合で増減することができる。

## 2 退職手当の支給基準

退職手当の額は、役員手当の月額に任期における在職期間の月数を乗じて得た額とする。

区分	役員手当の月額	任期	退職手当の額
理事長	200,000 円	60 カ月	12,000,000 円
副理事長	100,000 円	60 カ月	6,000,000 円
理事	50,000 円	24 カ月	1,200,000 円

## 3 増減の判断基準

- ・客観的な評価を行うため、増減割合は任命権者が決定する。
- ・理事長・副理事長にあっては、任期と中期目標期間が同一であるため、中期目標期間見込評価の結果及び経常収支比率を勘案し判断する。
- ・理事については、任期中の年度実績評価及び経常収支比率を勘案し判断する。

増減率	理事長 (任命権者：市長)	副理事長 (任命権者：理事長)	理事 (任命権者：理事長)	見込評価 年度評価	経常収支比率
+20%	14,400,000 円	7,200,000 円	1,440,000 円	S	106%以上
+10%	13,200,000 円	6,600,000 円	1,320,000 円	A	103%以上
±0%	12,000,000 円	6,000,000 円	1,200,000 円	B	97%以上
△10%	10,800,000 円	5,400,000 円	1,080,000 円	C	94%以上
△20%	9,600,000 円	4,800,000 円	960,000 円	D	94%未満

## 地方独立行政法人加古川市民病院機構役員報酬規程（新旧対照表）

現 行	改 正
<p>第1条～第9条 . . . . . &lt;省略&gt;</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、職員兼務役員には、職種に応じて地方独立行政法人加古川市民病院機構医師職退職手当規程または、地方独立行政法人加古川市民病院機構医療技術職、看護職、事務職退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）を適用し（職員から引き続き職員兼務役員たる理事長又は副理事長となった者については、職員兼務役員就任後も退職手当規程を適用する。）退職手当を支給するほか、職員兼務役員、非常勤職員兼務役員又は常勤役員のうち役員としての在任中に特に功労があった者に対しては、特別に功労金を支給することがある。</p> <p>2 前項の功労金の支給額は、基準額を上限に当該役員の功労に応じ任命権者が決定する。</p> <p>3 前項に定める功労金の基準額は、役員の在籍期間の月数（任期ごとの月数が48月（理事にあつては24月）を超えるときは、48月（理事にあつては24月））に50,000円を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第9条 . . . . . &lt;省略&gt;</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 常勤の役員が退職又は任期満了若しくは死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号により解任された場合を除く。）は、当該役員に退職手当は支給しない。</p> <p>2 職員兼務役員及び非常勤職員兼務役員の退職手当の額は、第8条に規定する役員手当の額に地方独立行政法人加古川市民病院機構定款第10条に規定する任期における在職期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の規定は、常勤役員の退職手当の額の算定に準用する。この場合において、同項中「役員手当の額」とあるのは「役員手当の額に相当する額」とする。</p> <p>4 在職期間の月数は、常勤の役員に任命又は再任された日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までとする。ただし、一箇月未満の端数が複数ある場合において、当該端数を合算した日数が30日以上となるときは、一箇月とする。</p> <p>5 第2項及び第3項に規定する退職手当の額を定めるに当たっては、法人の経営状況その他役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定により計算した額の100分の20の範囲内で、任命権者が決定する割合によりこれを増額し又は減額することができるものとする。</p>

地方独立行政法人加古川市民病院機構役員報酬規程

制定 平成23年4月1日  
規程番号 第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人加古川市民病院機構職員就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (2) 職員兼務役員 職員業務を兼務する常勤の役員をいう。
- (3) 常勤役員 常勤の役員であって、職員兼務役員及び非常勤職員兼務役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員 非常勤の理事及び監事をいう。
- (5) 非常勤職員 地方独立行政法人加古川市民病院機構非常勤職員就業規則の適用を受ける職員をいう。
- (6) 非常勤職員兼務役員 非常勤職員業務を兼務する常勤の役員をいう。

(役員の報酬等)

第3条 常勤役員には、給料、通勤手当及び業績手当を支給する。

2 非常勤役員には、非常勤役員手当を支給する。

3 職員兼務役員には、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）又は地方独立行政法人加古川市民病院機構医師給与規程（以下「医師給与規程」という。）の規定により計算される給与のほか、役員の報酬として第8条に定める役員手当を支給する。

4 非常勤職員兼務役員には、地方独立行政法人加古川市民病院機構非常勤職員給与規程（以下「非常勤職員給与規程」という。）の規定により計算される給与のほか、役員の報酬として第8条に定める役員手当を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 職員兼務役員及び常勤役員の報酬の支給日は、給与規程又は医師給与規程の例による。

2 非常勤役員の報酬の支給日は、理事長が別に定める。

3 非常勤職員兼務役員の報酬の支給日は、非常勤職員給与規程の例による。

(給料)

第5条 常勤役員の給料の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額 900,000 円

(2) 前号以外の者 月額 900,000 円以下で理事長が定める額

(常勤役員の通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当の支給額及び支給方法については、給与規程又は医師給与規程の例による。

(業績手当)

第7条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職又は死亡によりその職を離れた者についても同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡による離職の日現在）において同項に規定する者が受けるべき給料の月額に当該給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては、100分の187.5、12月に支給する場合においては、100分の202.5を乗じて得た額とする。

3 前項の業績手当の額を定めるに当たっては、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会が

行う業績評価の結果、法人の経営状況その他役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による業績手当の額の100分の20の範囲内で、理事会で決定する割合によりこれを増額し又は減額することができるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、業績手当の支給方法については給与規程に定める期末手当の例による。

(役員手当)

第8条 職員兼務役員及び非常勤職員兼務役員の役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 200,000円
- (2) 副理事長 月額 100,000円
- (3) 理事 月額 50,000円

(非常勤役員の報酬)

第9条 非常勤役員手当の額は、月額 30,000円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、当該役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

(退職手当)

第10条 常勤の役員が退職又は任期満了若しくは死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号により解任された場合を除く。）は、当該役員に退職手当は支給しない。

2 職員兼務役員及び非常勤職員兼務役員の退職手当の額は、第8条に規定する役員手当の額に地方独立行政法人加古川市民病院機構定款第10条に規定する任期における在職期間の月数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定は、常勤役員の退職手当の額の算定に準用する。この場合において、同項中「役員手当の額」とあるのは「役員手当の額に相当する額」とする。

4 在職期間の月数は、常勤の役員に任命又は再任された日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までとする。ただし、一箇月未満の端数が複数ある場合において、当該端数を合算した日数が30日以上となるときは、一箇月とする。

5 第2項及び第3項に規定する退職手当の額を定めるに当たっては、法人の経営状況その他役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定により計算した額の100分の20の範囲内で、任命権者が決定する割合によりこれを増額し又は減額することができるものとする。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、地方独立行政法人加古川市民病院機構旅費規程の定めるところによる。

(準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員報酬の支給方法については、職員又は非常勤職員の例による。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(制定及び改廃)

第14条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決裁による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第59号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 10 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、2022年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に任命された常勤の役員が、退職又は任期満了若しくは死亡した場合における第10条第3項に規定する在職期間は、施行日から起算するものとする。

## ○地方独立行政法人病院 役員退職手当について

対象団体：主に400床以上の地方独立行政法人  
退職手当制度あり 12団体・退職手当制度なし 13団体

No	団体名	病床数	退職手当	備考
1	大阪府立病院機構	2,627	×	
2	神奈川県立病院機構	1,692	○（増減あり）	退職手当は任期ごとに支給
3	神戸市民病院機構	1,641	×	
4	大阪市民病院機構	1,326	○（増減あり）	退職手当は在職期間で支払
5	静岡県立病院機構	1,271	×	
6	長野県立病院機構	923	×	
7	山形県・酒田市病院機構	748	×	
8	山口県立病院機構	684	○（増減なし）	退職手当は在職期間で支払
9	山梨県立病院機構	644	○（増減なし）	退職手当は任期ごとに支給
10	宮城県立病院機構	641	×	
11	京都市立病院機構	615	○（増減あり）	退職手当は任期ごとに支給
12	佐世保市総合医療センター	594	○（増減なし）	退職手当は在職期間で支払
13	市立東大阪医療センター	547	×	
14	長崎市立病院機構	513	○（増減なし）	退職手当は在職期間で支払
15	静岡市立静岡病院	506	×	
16	堺市立病院機構	487	×	
17	秋田県立病院機構	484	×	
18	那覇市立病院	470	○（増減あり）	理事長のみ退職手当あり 退職手当の上限月数は48ヵ月
19	岡山市立総合医療センター	460	○（増減あり）	退職手当は任期ごとに支給
20	市立秋田総合病院	456	×	
21	佐賀県医療センター好生館	450	×	
22	福岡市立病院機構	443	○（増減なし）	退職手当は在職期間で支払 退職手当の上限月数は48ヵ月
23	三重県立総合医療センター	443	○（増減あり）	退職手当は任期ごとに支給
24	市立吹田市民病院	431	×	
25	長野市民病院	400	○（増減あり）	退職手当は在職期間で支払

加 健 第 7510 号  
令和 2 年 12 月 21 日

地方独立行政法人加古川市民病院機構  
理事長 大西 祥男 様

加古川市長 岡田 康裕



### 今後の病院運営について（依頼）

このたびの地方独立行政法人加古川市民病院機構第3期中期目標で示したとおり、今後の法人運営については、少子高齢社会における様々な課題をはじめ医療環境の変化など社会情勢に即応した、明確なビジョンのもとで組織マネジメントの強化が求められます。

こうした中で、加古川市民病院機構においては、地方独立行政法人制度の本旨に則り、目標達成に向けて法人の内外から業務運営を改善する仕組みを積極的に取り入れ、長期的に地域の中核病院としての使命を果たすよう一層のご尽力をお願いします。

なお、業務運営にあたっては、法人役員による目標と評価のPDCAサイクルを通して、自主性や効率性を促し政策実施機能を最大限発揮させるとともに、法人役員の処遇に関しては、それぞれの職務と実績の度合いを反映させ、目標の達成意欲や業績の向上につながるよう制度の検討を行ってください。